

加高発第21号  
令和3年4月5日

介護サービス事業所 管理者 様

加須市長 大橋 良一  
(公印省略)

### 介護サービス事業所等における事故報告について (通知)

日頃から、介護保険事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス事業所においてサービス提供時に事故が発生した場合、法令に定めるところにより、速やかに埼玉県や市町村（保険者）、入所者の家族等に報告又は連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされております。

事故報告については、事業者の処罰を目的とするものでなく、関係機関と連携しながら発生した事案を速やかに解決させること、そして、発生要因等の分析や防止策の検討、職員への周知等の再発防止策を講じていただくことにより、介護サービス利用者の利益を保護することを目的としております。

つきましては、趣旨を十分にご理解の上、下記事項に留意し、適切な対応をお願いします。

なお、市への報告対象でない事故（介護サービスの提供との関連がない場合や軽微な案件等）であっても、利用者に係る事故については、すべて家族等へ速やかに連絡し、十分な説明を行うようにしてください。

### 記

#### 1 事故報告について

##### (1) 報告を要する事故等

以下のいずれかの事故の発生が確認された際には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、県や加須市、その他の関係機関に報告してください。

- ① 介護サービスの提供中に生じたケガや事故、自然死以外の死亡等（注1）
- ② 介護サービスの提供等に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病や医療事故等（注2）
- ③ 利用者又は従業者等による暴力・犯罪行為
- ④ 警察への通報・捜索を要する利用者の無断外出
- ⑤ 火災を含む災害
- ⑥ 利用者に係る交通事故（送迎中の交通事故など）
- ⑦ 設備の管理瑕疵に起因する事故
- ⑧ その他、事業所の運営に影響を及ぼす事故・事件

(注1) 転倒、転落、接触等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥及び薬の誤投薬等で、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを報告対象とします。

(注2) 原因不詳でも、嘔吐や下痢、高熱が伴う症状が10人以上若しくは入所者・利用者の半数を超えるような場合は報告対象とします。

(2) 報告書の様式について

令和3年3月19日付 介護保険最新情報 Vol.943 別紙様式を使用してください。

2 報告の手順

① 第1報

事故発生後、速やかに報告してください。様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生から5日以内を目安に報告してください。

② 第2報以降

その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。

※いずれの場合も、原則電子メールで報告してください。また、メールを送信いただく際は件名で事故報告であることが分かるようにしてください。

報告先メールアドレス：korei@city.kazo.lg.jp

3 再発防止

事故が発生した場合は、所要の措置を記録するとともに、発生要因の分析、防止策の検討と対応、職員への研修等が求められますので、再発の防止に向けた適切な措置を講じてください。

4 関係機関への報告

事故の内容に応じて、埼玉県高齢者福祉課や埼玉県東部中央福祉事務所、加須保健所等の関係機関にも報告してください。

なお、対象者が加須市以外の被保険者である場合は、当該保険者にも同様の報告をしてください。

5 事故発生状況と緊急時の対応

やむをえず事故が発生してしまったためのために、日頃から事故発生時の緊急対応マニュアルの整備や職員研修、発生時の模擬訓練などの取組みを行い、迅速に適切な対応が取れる体制づくりを進めてください。

問合せ 福祉部高齢介護課介護保険担当

電話 0480-62-1111（内線104）